

東京都広域団体認定訓練助成金支給要綱

	昭和10年	9月28日	11労経職振第408号
改正	平成11年	12月 3日	11労経職振第989号
改正	平成13年	4月 1日	12労経職調第964号
改正	平成19年	4月 1日	19産労雇能第262号
改正	平成19年	10月30日	19産労雇能第809号
改正	平成21年	5月29日	21産労雇能第191号
改正	平成22年	6月25日	22産労雇能第274号
改正	平成23年	6月13日	23産労雇能第260号
改正	平成24年	7月 2日	24産労雇能第353号
改正	平成25年	6月12日	25産労雇能第365号
改正	平成26年	5月 9日	26産労雇能第382号
改正	平成27年	7月 14日	27産労雇能第336号

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第63条第1項第1号及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第122条第1号に基づく広域団体認定訓練助成金の支給については、この要綱に定めるところによる。

なお、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項（同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき知事が認定した職業訓練を実施する中小企業事業主の団体のうち、本支給要綱第3の規定に該当する団体に対しては、東京都事業内職業訓練事業補助金交付規程によらず、この要綱の定めるところにより認定職業訓練の運営に要する経費に係る助成金を支給するものとする。

第1 目的

広域団体認定訓練助成金（以下「助成金」という。）は、その構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である中小企業事業主の雇用する労働者を対象（3都道府県以上の労働者を対象とする場合に限る。）として認定訓練を実施する中小企業事業主の団体（その構成員が2以上の都道府県にわたるものに限る。）又はその連合団体（以下「広域団体」という。）に対して、当該認定訓練の運営に要する経費の一部を助成することにより、広域団体の行う認定訓練を振興し、計画的かつ効果的な人材育成を推進することを目的とする。

第2 用語の定義

- 1 中小企業事業主 その資本の額若しくは出資の総額が3億円（小売業、飲食店又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業又は飲食店を主たる事業とする事業主については50

人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)を超えない事業主をいう。

2 中小企業事業主の団体 当該団体の構成員に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上である団体であつて、かつ、団体の構成員である中小企業事業主に雇用される訓練生の数が訓練生総数の3分の2以上のものをいう。

3 全国団体 広域団体のうち、全国的な規模の中小企業事業主の団体の連合団体をいう。

4 認定訓練 職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けた職業訓練及び同法第27条の2第2項において読み替えて準用する同法第24条第1項の認定を受けた指導員訓練をいう。

第3 助成対象団体

1 助成金は、次のすべてに該当する認定職業訓練を実施する広域団体に対して支給する。

(1) 当該広域団体の構成員又は広域団体を構成する団体の構成員である中小企業事業主の雇用する労働者を対象として行う認定訓練であること。

(2) 訓練生の数が年間おおむね20,000人日以上であり(全国団体に限る。)、長期間の訓練課程においては1訓練科につき3人以上、短期間の訓練課程(指導員訓練の研修課程を含む。以下同じ。)においては1コース当たり3人以上であること。

(3) 訓練生総数の3分の2以上が当該広域団体の構成員又は広域団体を構成する団体の構成員である中小企業事業主に雇用されている者であること。訓練生総数の3分の1以内については、当該団体等の構成員である中小企業事業主以外の事業主(中小企業事業主に限る。)に雇用されている者を対象とすることができる。

(4) 訓練生のうち、同一の都道府県にある事業所に雇用される者の訓練生総数に占める割合がおおむね2分の1未満であること。

(5) 当該広域団体の訓練組織、訓練設備、訓練計画、訓練開始時期等から判断して認定訓練を的確に遂行するに足りる能力を有すると認められるものであること。

(6) 認定訓練の実施に係る予算の執行について責任者が定められているとともに経理組織が整備されており、当該経理を明確、かつ、適正に執行できると認められるものであること。

(7) 認定訓練の実施に要した経費の額を明らかにした書類を整備していること。

(8) 当該認定訓練施設への出席率が80パーセントを下回ることがないと認められるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当する広域団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の支給の対象としない。

(1) 広域団体又は構成員が暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)に

該当する場合

- (2) 広域団体の代表者若しくは役員若しくは使用人その他の従業員、又は構成員の代表者若しくはその役員若しくはその使用人その他の従業員に暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がある場合

第4 助成対象経費

助成金は、認定訓練に要する経費のうち、次の各号に掲げるものを助成対象として支給する。

- 1 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に要する経費（1号経費）

この経費は、認定訓練施設等に集合して行われる学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員（長期間の訓練課程の訓練を実施する全国団体については教務職員の補助職員を含む。）の謝金・手当（賞与を含む。）に要する経費であること。

なお、職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に係る助成対象額は、当該広域団体の規約に基づく額であること。

- 2 集合して行う学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に要する経費並びに機械器具等の購入等に要する経費（2号経費）

- (1) 建物の借り上げ、修繕等に要する経費

- (2) 測定器具、実験器具、体育訓練用機械器具等、訓練に直接必要な機械器具の購入、借り上げ又は修繕に要する経費

- (3) 訓練のために直接必要な光熱水料等

- 3 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費（3号経費）

- (1) 職業訓練指導員を対象として行われる研修会に職業訓練指導員が参加するために要する旅費等の経費

- (2) 訓練生を対象として行われる合同学習会に訓練生が参加するために要する旅費等の経費

上記に掲げる経費については、長期間の訓練課程の訓練を実施する広域団体が訓練生としての自覚を高めその定着を促進するために行う研修会、講演会、表彰式、技能コンクール、作品展示会等への参加経費を含むものであること。

また、職業能力開発協会で開催する職業能力開発促進大会、研修等への参加経費についても含まれることとする。ただし、海外で行われるものは、除外する。

- 4 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他の教材に要する経費（4号経費）

- (1) 教科書の購入、作成等に要する経費

- (2) プリントその他の印刷費

- (3) その他の教材に要する経費
- (4) 訓練の材料に要する経費
- (5) 訓練に必要な消耗品
- (6) 訓練に必要な参考図書購入費

5 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な管理運営に要する経費、その他知事が必要、かつ、相当と認める経費（5号経費）

- (1) 実習場等における消火器、救急医薬品等の購入に要する経費
- (2) 訓練修了証書、技能証査合格証書等の作成に要する経費
- (3) 訓練を実施する広域団体における構成団体又は構成事業主、学校教育機関及び職業安定機関との連絡通信及び会議資料作成等（訓練生の募集に係るパンフレットの作成費等を含む。）に要する経費

ここでいう経費とは、電話使用料金、文書による通信費、資料作成のための複写用紙、印刷等に要する経費を含むものであること。また、訓練生の募集に係るパンフレットの作成費等の経費には、当該広域団体と構成団体又は構成事業主、学校教育機関及び職業安定機関との間の訓練生募集経費（高等学校等中途退校者に対する訓練生募集経費）も含むものであること。

第5 支給額

1 支給額

助成金の額は、上記第4の助成対象経費の合計額の2分の1（全国団体は3分の2）に相当する額（その額が別表1（全国団体は別表2）の左欄及び中欄に掲げる職業訓練の種類及び訓練課程ごとに同表の右欄に掲げる額により算定して得た額の合計額を超えるときは、当該合計額）とする。

2 他の助成金等との調整

助成金の支給を受けることができる広域団体が、同一の事由により、次に掲げる助成金等を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しない。

- (1) 雇用保険法施行規則第123条に規定する認定訓練事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成又は援助
- (2) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第29号）第7条の2に規定する建設労働者確保育成助成金（同条第2号イの場合に係るものを除く。）

第6 支給事務手続き

1 支給申請書の提出

助成金の支給を受けようとする広域団体（以下「申請者」という。）は、毎年度4月1日から9月末日までに終了した認定訓練については10月1日から同月末日までに、10月1日から翌年3月末日までに終了した認定訓練については4月1日から同月末日までに、広域団体認定訓練助成金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に訓練の実施に要した経費の内訳及び暴力団等に該当しないこと

等の誓約書（様式第1号の2）を添付して、当該広域団体の主たる事務所の所在地ごとに別表3に定める管轄職業能力開発センターの長を経由して、知事に提出しなければならない。

なお、普通課程の普通職業訓練については、9月末日及び3月末日に認定訓練を終了していない場合であっても、それぞれ当該認定訓練を終了したものとみなして支給申請を行うものとする。

2 支給の決定

知事は、申請書の提出を受けた場合には、遅滞なくその内容を審査し、申請書の内容が助成金の支給要件に適合するものであると認めるときは、助成金の支給を決定するものとする。

なお、知事は必要があると認める場合には申請者に対し、第3の7に掲げる書類その他申請書の記載事項を確認するために必要な書類の提出を求め、又は当該認定訓練の実施状況等を実地に調査するものとする。

3 助成金の支給の決定及び送金

(1) 知事は、助成金の支給を決定したときは、遅滞なく広域団体認定訓練助成金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、申請者の「助成金の支給方法」欄に記載された方法のうち申請者の希望する方法で送金するものとする。

(2) 知事は、助成金の不支給を決定したときは、遅滞なく広域団体認定訓練助成金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 助成金の返還

知事は、助成金の支給を受けた広域団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、広域団体認定訓練助成金支給決定取消通知書（様式第4号）により、当該広域団体に対して支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消す旨の通知を行うとともに、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 広域団体が暴力団体等に該当するに至ったとき又は広域団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったとき。

5 書類の保管

知事は、助成金の支給の決定又はその取消しを行ったときは、処理済みの申請書、その他関係書類を一括して支給決定順にとじ、保管するものとする。

(附 則) (11労経職振第 408号)

1 この要綱は、公布の日（平成10年9月28日）から施行する。

2 この要綱は、平成10年4月1日（以下「適用日」という。）以後に行われる認定職業訓練について適用する。

(附 則) (11労経職振第 989号)

1 この要綱は、平成11年12月3日から施行する。

(附 則) (12労経職調第 964号)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(附 則) (19産労雇能第262号)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則) (19産労雇能第809号)

- 1 この要綱は、公布の日(平成19年10月30日)から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年4月1日、以後に行われる認定職業訓練について適用する。

(附 則) (21産労雇能第191号)

- 1 この要綱は、公布の日(平成21年5月29日)から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日以後に行われる認定職業訓練について適用する。

(附 則) (22産労雇能第274号)

- 1 この要綱は、公布の日(平成22年6月25日)から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年4月1日以後に行われる認定職業訓練について適用する。

(附 則) (23産労雇能第260号)

- 1 この要綱は、公布の日(平成23年6月13日)から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年4月1日以後に行われる認定職業訓練について適用する。

(附 則) (24産労雇能第353号)

- 1 この要綱は、公布の日(平成24年7月2日)から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年4月1日以後に行われる認定職業訓練について適用する。

(附 則) (25産労雇能第365号)

- 1 この要綱は、公布の日(平成25年6月12日)から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年4月1日以後に行われる認定職業訓練について適用する。

(附 則) (26産労雇能第382号)

- 1 この要綱は、決定の日(平成26年5月9日)から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日に遡及して適用する。

(附 則) (27産労雇能第336号)

- 1 この要綱は、決定の日(平成27年7月14日)から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日に遡及して適用する。

別表 1

職業訓練の種類	訓練課程		助成金の額	
普通職業訓練	普通課程		1 訓練生当たり	32,250 円
	短期課程	①職業能力開発促進法施行規則別表第4に係るもの	1 人 1 コース当たり	39,000 円
		②職業能力開発促進法施行規則別表第5に係るもの	1 人 1 コース当たり	26,200 円
		③ ①及び②以外のうち建設以外の訓練科	1 人 1 単位当たり	5,800 円
		④ ①及び②以外のうち建設の訓練科	1 人 1 単位当たり	8,700 円

(注) 1 普通課程における助成金の額は、4月1日から9月末日まで及び10月1日から3月末日までの認定訓練にそれぞれ対応する額である。

2 短期課程には、指導員訓練の研修課程を含む。

3 短期課程のうち③における助成金の額は、次の訓練時間に対応する訓練単位数の1単位当たりの額である。

- | | |
|---------------------------------------------------------|------|
| ① 集合訓練時間数 12時間（職業能力開発促進法施行規則別表第3に係るものについては10時間）以上15時間以内 | 1 単位 |
| ② 集合訓練時間数 16時間以上25時間以内 | 2 単位 |
| ③ 集合訓練時間数 26時間以上40時間以内 | 3 単位 |
| ④ 集合訓練時間数 41時間以上60時間以内 | 4 単位 |
| ⑤ 集合訓練時間数 61時間以上80時間以内 | 5 単位 |
| ⑥ 集合訓練時間数 81時間以上100 時間以内 | 6 単位 |
| ⑦ 集合訓練時間数 101時間以上150 時間以内 | 7 単位 |
| ⑧ 集合訓練時間数 151時間以上200 時間以内 | 8 単位 |
| ⑨ 集合訓練時間数 201時間以上300時間以内 | 9 単位 |
| ⑩ 集合訓練時間数 301時間以上400時間以内 | 10単位 |
| ⑪ 集合訓練時間数 401時間以上500時間以内 | 11単位 |
| ⑫ 集合訓練時間数 501時間以上600時間以内 | 12単位 |
| ⑬ 集合訓練時間数 601時間以上700時間以内 | 13単位 |
| ⑭ 集合訓練時間数 701時間以上 | 14単位 |

別表 2

職業訓練の種類	訓練課程		助成金の額	
普通職業訓練	普通課程		1 訓練科当たり	1,608,000円
			1 訓練生当たり	34,000円
			1 訓練施設当たり	
			訓練生募集経費	80,000円
	短期課程	①職業能力開発促進法施行規則別表第4に係るもの	1 人 1 コース当たり	64,800円
		②職業能力開発促進法施行規則別表第5に係るもの	1 人 1 コース当たり	42,400円
		③ ①及び②以外	1 人 1 単位当たり	11,600円

(注) 1 普通課程における助成金の額は、4月1日から9月末日まで及び10月1日から3月末日までの認定訓練にそれぞれ対応する額である。

2 短期課程には、指導員訓練の研修課程を含む。

3 短期課程のうち③における助成金の額は、次の訓練時間に対応する訓練単位数の1単位当たりの額である。

- | | | |
|-----------|-----------------------------------------------|------|
| ① 集合訓練時間数 | 12時間（職業能力開発促進法施行規則別表第3に係るものについては10時間）以上15時間以内 | 1 単位 |
| ② 集合訓練時間数 | 16時間以上25時間以内 | 2 単位 |
| ③ 集合訓練時間数 | 26時間以上40時間以内 | 3 単位 |
| ④ 集合訓練時間数 | 41時間以上60時間以内 | 4 単位 |
| ⑤ 集合訓練時間数 | 61時間以上80時間以内 | 5 単位 |
| ⑥ 集合訓練時間数 | 81時間以上100 時間以内 | 6 単位 |
| ⑦ 集合訓練時間数 | 101時間以上150 時間以内 | 7 単位 |
| ⑧ 集合訓練時間数 | 151時間以上200 時間以内 | 8 単位 |
| ⑨ 集合訓練時間数 | 201時間以上300時間以内 | 9 単位 |
| ⑩ 集合訓練時間数 | 301時間以上400時間以内 | 10単位 |
| ⑪ 集合訓練時間数 | 401時間以上500時間以内 | 11単位 |
| ⑫ 集合訓練時間数 | 501時間以上600時間以内 | 12単位 |
| ⑬ 集合訓練時間数 | 601時間以上700時間以内 | 13単位 |
| ⑭ 集合訓練時間数 | 701時間以上 | 14単位 |

別表 3

	主たる事務所の所在地	管轄職業能力開発センター
一	千代田区、新宿区、文京区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区及び練馬区	中央・城北職業能力開発センター
二	中央区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区	城東職業能力開発センター
三	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、島しょ町村	城南職業能力開発センター
四	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市及び西多摩郡	多摩職業能力開発センター